新横浜駅交通広場等広告掲出 入札関係者 各位

横浜市都市整備局都市交通課 都市交通経営担当課長

## 設計図書に関する質問について (回答)

## 件名 新横浜駅交通広場等広告掲出

上記件名にかかる設計図書の内容等について、次のとおり質問がありましたので回答します。

	<b>近</b> 明	同一数
	<b>単一                                    </b>	<u></u> 当
1	質問特記仕様書第4条第3項(2ページ) 連絡通路2号の範囲において掲出する広告の内容については、横浜の物産・観光に寄与するものとするよう努めること、と記載されていることについて、弊社として営為努力致しますが、現在掲出中の広告主については現在掲出中の意匠のまま継続掲出できるという認識でよろしいですか。	回答 質問に記載の御認識のとおりです。 ただし、「横浜の物産・観光に寄与するものとするよう努めること」が趣旨であるため、広告の意匠を変更する場合、新規の広告を掲出する場合等において、横浜の物産・観光に寄与するよう検討した内容がわかる資料等を本市から求める場合があります。

担当 都市整備局都市交通課 眞柄、新垣 電話 045-671-3853